

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(16) [略] (17) 情報公開及び <u>個人情報保護</u> に関する事務の総括に関すること。 (18)～(31) [略] [略] 学校施設担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の施設の整備に関すること。 (2) <u>県立学校その他の施設の教職員公舎</u> の整備に関すること。 (3) <u>県立学校の設備の整備に関すること</u> 。 (4) [略] (5) [略] (6) [略] 営繕担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の施設の営繕に関すること。 (2) <u>県立学校その他の施設の教職員公舎</u> の営繕に関すること。 (3) [略]	教育企画室 企画担当の分掌事務 (1)～(16) [略] (17) 情報公開及び <u>個人情報の保護等</u> に関する事務の総括に関すること。 (18)～(31) [略] [略] 学校施設担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の <u>教育機関の施設及び設備</u> の整備に関すること。 (2) 教職員公舎の整備に関すること。 (3) [略] (4) [略] (5) [略] 営繕担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の <u>教育機関の施設</u> の営繕に関すること。 (2) 教職員公舎の営繕に関すること。 (3) [略]	
学校教育室	学校企画調整担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立総合教育センターに関すること。 。 [略] 特別支援教育担当の分掌事務	学校教育室 学校企画調整担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立総合教育センターの <u>管理運営</u> に関すること (<u>他室課の所掌に属するものを除く。</u>)。 [略] 特別支援教育担当の分掌事務	

	(1)～(8) [略] [略]
[略]	
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターに関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。 (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会及び美術館協議会に関すること。 文化財担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターに関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。 (9)・(10) [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1)～(3) [略]

(4) [略]
(5) [略]
(6) [略]
(7) [略]
(8) [略]

(9) [略]
(10) [略]

	(1)～(8) [略] (9) <u>教育支援委員会に関すること。</u> [略]
[略]	
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターの <u>管理運営</u> に関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む、 <u>他室課の所掌に属するものを除く。</u> ）。 (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会、 <u>美術館協議会及び美術品収集評価委員会</u> に関すること。 文化財担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターの <u>管理運営</u> に関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む、 <u>他室課の所掌に属するものを除く。</u> ）。 (9)・(10) [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。

- (1)～(3) [略]
(4) 岩手県教育支援委員会
(5) [略]
(6) [略]
(7) [略]
(8) [略]
(9) [略]
(10) 岩手県美術品収集評価委員会
(11) [略]
(12) [略]

2 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第2項の規定に基づき次の各号に掲げる附属機関を置く場合には、当該各号に掲げる事務を所管する本庁各室課及び教育事務所並びに教育機関が、その分掌事務を処理する。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務

<p>2 前項の附属機関の組織運営等に関し必要な事項は、関係法律並びに条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。</p>	<p><u>の評価委員会 当該公の施設の管理に関する事務</u> <u>(2) 委託業務企画提案等審査委員会 当該委員会の調査審議の対象となる委託業務等に関する事務</u> 3 前2項の附属機関の組織運営等に関し必要な事項は、関係法律並びに条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。